



一般社団法人

日本芸術文化友好親善協会

〒167-0053 東京都杉並区西荻南 2-21-10 HKビル2 B1F

TEL|FAX: 03-5941-6226 URL: <https://j-acfa.org/>

Japan art and culture friendship association

編集・発行人 江藤雅樹

～あらたなる～

友好の風

第2号

日本とサハリン「一番近い友」プロジェクト



ガーजू ラボ

Garjue Lab のコンサートの中で楽曲が初披露され、会場は祝福する観客の皆様からの、温かい盛大な拍手に包まれました。本号では、今回のプロジェクト実現に向けた歴史を特集します。

【日露をつなぐ新たな出会い】

本紙第1号でもご紹介した「日露合同文化芸術フェスティバル2019」は、ロシアサハリン州のユジノサハリンスク市、アニワ市、コルサコフ市、ネヴェリスク市の合計4都市で3日間にわたって開催され、当協会が派遣した音楽ユニット Garjue Lab はそのうちユジノサハリンスク市、コルサコフ市、ネヴェリスク市の3都市で公演を行いました。出演者は作曲家、ピアニストの江藤雅樹 (Garjue)、ヴァイオリニストの江藤しのぶ、パーカッションの Kanze、メンバー3人に加えゲストで世界的クロマチックハーモニカ奏者の辻晋哉さん。



ユジノサハリンスク市チェーホフ劇場にて



トリフォノヴァ・アナスタシアさん

公演最終日であるネヴェリスク市の舞台上、Garjue Lab のメンバーはサハリン在住の歌手トリフォノヴァ・アナスタシアさんと出会います。アナスタシアさんは普段は州立民族芸術センターで職員として勤めており、今回のフェスティバルでは舞台裏スタッフとして終始メンバーをサポートして頂いていました。そのアナスタシアさんが最後の公演のクライマックスでもあまりにも見事な歌を披露します。それまで彼女が歌手だと知らずにいた Garjue Lab のメンバーは大興奮。この出会いが6月2日の出来事です。

最終日の公演終演後、日本側参加者(約50名)のために在ユジノサハリンスク日本国総領事公邸にて、慰労パーティーが催されました。その席上、平野総領事から当協会理事長の江藤に「日本とロシア・サハリンとの民間交流を、どうか引き続き宜しくお願い致します」と直接メッセージが送られます。(2面に続く)

あなたの支援で芸術が世界をつなぐ
2019年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの
「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、芸術文化を通じて、表現者、創作者が主体となり、相互理解の進んでいない国際問題、社会問題の解決に、交流と友好親善のきっかけを生み出すことで貢献していきます。民間から始まる私たちの活動は、理念にご理解とご賛同をいただいた皆様からのご寄付によって支えられています。ぜひ私たちの活動に、サポーターという立場からご支援、ご参加ください。

【別れと共に始まる、再会へ向けた交流】

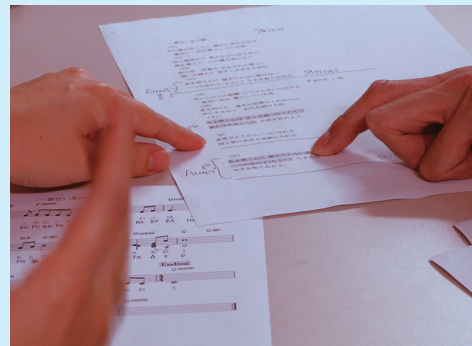
その一言に帰りに着いたホテルで朝まで考え込んだという江藤理事長。「全公演を終えて明日の早朝ロシアを出国する自分に、いったいここから、どんな新たな民間交流が始まるだろうか？」そして迎えた出国の時、ユジノサハリンスクのホムトヴォ空港に見送りに訪れたロシア側スタッフの1人、アナスタシアさんと再会します。

江藤理事長は、通訳に託し1つのメッセージを送ります。

「私が曲を書いたら、あなたに歌って頂けますか？」

彼女の快諾によって Garjue Lab は、フェスティバルの終了と共に、新たな国際交流、日露合作による曲作りを開始しました。

6月3日早朝の帰国後、早速計画は動き出します。



日本語版、ロシア語版歌詞の打ち合わせ風景



スタジオでのレコーディング風景

【実現へ向けた困難と、集まる支援の輪】

「どうやって言葉の壁を越えるか?」「曲作りのデータのやり取りはどのように行うか?」「レコーディングをどのように実現するか?」「日露における曲の披露をどのタイミングで、どこで行うか?」「実現するにあたっての予算をいかにして工面するか?」など、解決すべき課題は無数にありました。

しかし、課題の解決に向け有形無形に多くのご支援の声が集まり始めます。日本側ミュージシャンの楽曲への演奏参加、プロアマ問わずコーラスでの参加、コンサート設営に関するご協力、資金面でのご支援を下さる方々、あらゆる角度からのご支援によって、僅か3週間、6月中には楽曲の制作開始が決定しました。

【初披露に向けた計画】

「完成した楽曲をどこでいつ披露するか?」

翻訳アプリを通じて行われる江藤理事長と、アナスタシアさんとのやり取りの中で、「秋にアナスタシアさんが来日して披露する」という案までは辿り着きます。しかし、数か月で楽曲を完成させて異国の地に訪れ、言葉の通じない中でのレコーディングやコンサートを行うという計画は、アナスタシアさんにとって簡単に快諾できる内容ではありません。そんな中で彼女は「10月25日 Garjue Lab の東京でのコンサートに合わせて渡航し、レコーディングと曲の披露を行う」という決意をしてくれました。この決断の裏には、アナスタシアさんのご主人、トリフォノヴァ・オレグさんの多大なるご支援がありました。

楽曲は順調に完成し、「一番近い友のうた」ロシア語ヴァージョンは「Т а м г д е м о й д р у г (日本語で“私の友達はどこにいますか?”の意味)にタイトルが決定。アナスタシアさんの来日までの間に日本語パートのレコーディングや、各楽器、有志のコーラス隊による大合唱などが次々と収録され、いよいよレコーディング初日の10月23日を迎えます。



10月25日コンサート会場のポスター



アナスタシアさんの歌を収録する江藤理事長

【音楽という世界の共通言語】

言葉の壁を越えるため、サハリンでの公演でもご協力頂いた日本語通訳のエドワード・メフォージェフさんが来日してくれました。繊細なニュアンスも彼の巧みな通訳と、音楽という共通言語によって共有することが出来ました。シルクロードで異文化が会い、言葉の壁を越えて共演するかのような、誰もが経験したことのないレコーディングは、当初の想定よりもはるかに速いスピードで順調に終わることが出来ました。この楽曲・音源の完成によってアナスタシアさんは、歌手として日本から世界へと羽ばたきます。

【日露友好の新曲を発表】

2日間のレコーディングとリハーサルを終えて、いよいよ25日コンサート本番。

「Garjue Lab Presents Concert Vol.3 ~ The Sound of Beautiful Harmony ~」

このコンサートは1年前から開催が決まっていた催しで、Garjue Lab がホスト役となり、世界に誇る日本の素晴らしい文化、芸術家を紹介することを目的とした今回で3度目となる公演です。当初から予定していたゲストは、古代縄文から演奏されていたとも言われる石笛(いわぶえ)奏者の若月佑輝郎さんと、昭和戦後復興期の日本人の心を癒したと言われる、クロマチックハーモニカ奏者の辻晋哉さん。この豪華メンバーに、アナスタシアさんが加わり新曲を披露。その他にも日本語パートを歌って頂く歌手 たらさわようこさん、ギター 熊倉佳彦さんも参加。総勢8名の大合奏。もちろんこの日までに全員がレコーディングにも参加しています。平成の時代に2度も世界2位に輝いた、世界的クロマチックハーモニカ奏者の辻晋哉さんのクロマチックハーモニカは、これまでに聴いたことのない自由自在なハーモニカの世界を



クロマチックハーモニカ / 辻晋哉さん



石笛(いわぶえ) / 若月佑輝郎さん

繰り広げます。そして、天然の石を一切加工することなく吹く石笛。

言うなれば、地球、風が水が、土や火が何百年、何千年とかけて作り上げた、天然の楽器です。石笛の響きはまるで古代にタイムスリップしたような、宇宙空間に浮かんでいるような、幻想的な癒しの世界で会場を包み込みます。そして、いよいよ2部に入り日露による共演ですが、冒頭で江藤理事長から実現に至るまでのご報告と、ご支援を頂いた皆様への御礼のご挨拶がありました。その一部をご紹介します。「一番近い友」という意味深なタイトルには、6月のサハリン公演で私に未来の日露民間交流を託して下さい、平野総領事の「真の隣国関係はサハリンから」という願いが込められています。日本人は隣国と聞くと最初に韓国や中国、或いは台湾を思い浮かべますが、北海道の宗谷岬とロシア・サハリン島のクリリオン岬との距離は僅か43キロ。なんと実は、日本から最も近い隣国はサハリンなのです。遠いロシアが実は最も近い隣国、その事実をぜひ今日は覚えて帰って下さい」



ご挨拶を終えて全出演者がステージに登場。アナスタシアさんは、古代の大和言葉の50音をモチーフに作曲された「あわのうた」を日本語で、Garjue Lab との出会いのきっかけとなったロシアの名曲「Нас-миллионы」をロシア語で歌唱。そして、今回完成した日露友好の曲「一番近い友のうた~ Там где мой друг ~」を、たらさわようこさんとデュエットで日本語とロシア語で見事に歌唱。観客の皆様からの盛大な拍手で会場は包まれました。

コンサート翌日から当協会は、今回を機にロシアから訪れた貿易に携わる企業家の方々を、神戸にご案内。岡本商店街振興組合や灘五郷の酒蔵の皆様のご協力のもと、江戸から続く日本の酒造り文化を紹介。日本の酒文化がロシアで紹介されるきっかけも生まれました。

日露側共に、大きな収穫を手に再会を誓い、今回のプロジェクトは無事に終了しました。

【編集後記】

今回のプロジェクトの実現には、たくさんの方々からのご支援がありました。演奏、合唱でのご参加、コンサート開催における会場設営・運営、記録撮影にご協力下さった皆様、実現に向けた資金面でのご支援を下さった皆様、この場を借りて、ご支援頂いた全ての皆様に心より御礼を申し上げます。当協会は今後も、国内外に散見される無理解に相互理解の種が蒔かれるきっかけを、芸術文化を通じて貢献してまいります。これからもご支援のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

あなたの支援が世界をつなぎ、2019年度賛助会員を募集中。
詳しくは最後のページの「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般寄附金募集のお知らせ

当法人は芸術文化の活動を通じて、国内社会に散見される社会的弱者に対する理解や、国際的友好関係の乏しい国地域との理解の推進に関する事業を実施し、共生社会の実現のために不可欠である相互理解に寄与することを目的として各種事業活動を行っております。

つきましては、事業に必要な資金として、当法人の事業活動にご理解とご賛同を頂き、是非ご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆さまからのご寄附は、適切に管理し、有効かつ大切に使用させていただきます。

(寄附金についてのご質問などは担当・佐藤までお電話またはメールでお問い合わせください)

【協会理念】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、社会のあらゆる場面で散見される社会的弱者に対する理解不足や誤解が、彼らが輝く機会を削いでいる現状を憂い、今後より一層求められる多様性への寛容、共生社会の実現のために必要不可欠である『相互理解』を広げるきっかけを文化的営みを通じて提供したい、またこの営みを芸術家が主体となって行うことで、芸術家が持つたぐいまれな才能を社会のために活かしていく場の一つになればとの想いに基づき、発足いたしました。

2001年文化芸術振興基本法の制定以降、文化芸術活動を保護推進する団体は数多く誕生しましたが、芸術家が主体となり社会貢献する事を目的とした団体は、まだ多くはありません。相互理解と助け合いが自然と広がる豊かな社会の実現のために、芸術を通じて貢献していけるよう邁進してまいります。

【寄附金募集概要】

- 募集金額 1口10,000円以上 / 募集期間 常時(一般寄附金の場合)
- 下記「寄附申込書」をご記入の上、当法人宛にお送り下さい。
<お申込書を直接ご郵送またはFAXの場合>
 右記キリトリ線から切り取って頂き下記へご郵送またはFAXでお送りください。
 〒167-0053東京都杉並区西荻南2-21-10 HKビル2 B1F
 一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 宛 FAX 03-5941-6226
<お申込書をスキャナーまたはスマホ画像等でメール送付の場合>
 右記QRコードを読み取って頂くか、下記アドレスへのメールにてお送りください。
 メールアドレス/info@j-acfa.org
- 寄附金のお振込は、下記銀行口座をお願いいたします。(振込手数料のご負担をお願いします)
 銀行名:みずほ銀行 西荻窪支店
 預金科目:普通口座 口座番号:3009869
 口座名:一般社団法人日本芸術文化友好親善協会
 シャ)ニホンゲイジュツブツパカユウコウシンゼンキョウカイ
- 寄附金のご入金を確認後、「受領書」を発行いたします。
- 当法人は一般社団法人のため、下記につきまして予めご了承ください。
 (1) 寄付者が個人(自然人)の場合、所得税の申告時に寄付金控除はありません。
 (2) 寄付者が法人(企業)の場合は、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。



寄附申込書

申込日 年 月 日

一般社団法人 日本芸術文化友好親善協会 御中

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会の活動に賛同し、右記記載の規程にある第3条「寄附条件」を満たすこと、並びに第5条「寄附金の使途」について承諾のうえ、以下の通り寄附を致します。

フリガナ
お名前(ご本人直筆) _____

ご住所 〒 _____

法人の場合、ご担当部署またはご担当者 _____

お電話 _____

e-mail _____

受領書送付先(上記ご住所やお名前と異なる場合)
〒 _____

寄付金額 口 金 円 也

(確認事項)

1. 右記記載の規程にある第7条「個人情報保護」に基づいた個人情報の取り扱いに同意致します。

ご署名 _____

2. 当協会のHPや会報など一般公開の媒体へのご寄附者一覧へのご芳名掲載を
希望する 希望しない (いずれかにチェックをお願いいたします)

3. (お申込者が未成年の場合)民法第5条(未成年者の法律行為)により、下記の法定代理人(保護者等)が寄附に同意します。
お名前 _____

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本芸術文化友好親善協会(以下、「本法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の定義及び募集)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 特定寄附金 広く一般社会に使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 本法人は常時、一般寄附金を募ることができる。

(寄附条件)

第3条 本法人が受け入れる寄附は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しないことを条件とする。

- 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は利権を供与すること
 - 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと
 - 寄附金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は、無償で使用させること
 - 寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと
 - 寄附金を受け入れることにより本法人に財政負担を伴わせること
 - その他、法人運営上支障があると理事長が認めた場合
- 寄附金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が本法人の定款第3条に定める目的の達成及び第4条に定める目的事業の遂行に資するものでないと判断されるとき

(寄附の手続き)

第4条 寄附金等本法人に寄附しようとするものは、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金の申し込みを行う。

- 本法人は、前項により寄附金の申し込みを受領したときには、第3条の条件を満たすこと及び第5条に記載「寄附金の使途」を寄附者が承諾していることを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の使途)

- 一般寄附金は、定款第4条の目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 前2項の費用配分は、理事会において決定する。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。
 2 前項の受領書には、本法人の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和元年5月7日から施行し、令和元年5月22日から適用する。